

高額療養費の現物給付に必要な限度額適用認定証の交付に係る サービス向上

— 全国健康保険協会からの回答要旨 —

標記について、平成 23 年 4 月 4 日に全国健康保険協会にあっせんしたところ、5 月 9 日付で以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

全国健康保険協会では、従来より高額療養費の現物給付制度を加入者へ周知広報してきたが、一部に不十分な点があり、加入者に対する一層のサービス向上を図る観点から、年度当初に当協会全支部に対し、あっせん内容を連絡し、加入者への周知広報について一層の取組み強化を指示するとともに、平成 23 年 4 月 25 日開催の全国支部長会議においても、直接取組み強化を重ねて指示した。

また、平成 23 年 7 月を目途に、全国的に案内リーフレットや申請書を医療機関等に設置いただくよう積極的に協力依頼をしていくこととしている。